

オールむらやま若者定着推進会議 設置要領

(目的)

第1条 村山地域全体で若者の県内定着・回帰に向けた気運の醸成を図るとともに、地域の課題を把握し、地域の実情に応じた対策を進めるため、「オールむらやま若者定着推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

(推進会議の所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の若者等の県内定着・回帰の促進に関すること。
- (2) 地域産業の人材確保に関すること。
- (3) その他、前条の目的達成のために必要なこと。

(推進会議の構成団体等)

第3条 推進会議を構成する団体(以下「構成団体」という)は、別表1のとおりとする。

(会長)

第4条 会長は、村山総合支庁長とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会の議長となり、推進会議を代表する。

(推進会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、構成団体以外の団体に対し、推進会議への出席または意見の聴取を求めることができる。

(検討会議の設置)

第6条 会長は、村山地域の課題の具体的な対応策を検討するため、推進会議の下に検討会議を置く。

- 2 検討会議を構成する団体は、別表2のとおりとする。
- 3 検討会議は、必要に応じて村山総合支庁産業経済部地域産業経済課長が招集する。

(事務局)

第7条 推進会議及び検討会議の事務局は、村山総合支庁総務企画部総務課連携支援室、村山総合支庁保健福祉環境部保健企画課、村山総合支庁産業経済部地域産業経済課及び村山総合支庁建設部建設総務課とする。

- 2 推進会議及び検討会議の庶務は、村山総合支庁産業経済部地域産業経済課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進会議及び検討会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成30年7月31日から施行する。

別表1

分野	団体・機関名
産業界	さがえ西村山農業協同組合
	一般社団法人 山形県建設業協会
	山形県工業会 村山支部
	山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
	公益社団法人 山形県看護協会
	山形県保育協議会
	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター
	山形県若者就職支援センター
	山形商工会議所
	天童商工会議所
	寒河江市商工会
	村山市商工会
	教育界
村山地区高等学校校長会	
最北地区高等学校校長会	
山形県高等学校PTA連合会	
国立大学法人 山形大学 小白川キャンパス	
学校法人 東北芸術工科大学	
学校法人富澤学園 東北文教大学	
公立大学法人 山形県立保健医療大学	
学校法人 羽陽学園 羽陽学園短期大学	
山形県立産業技術短期大学校	
金融界	一般社団法人 山形県銀行協会
労働界	日本労働組合総連合会 山形県連合会 山形地域協議会
行政	山形公共職業安定所
	寒河江公共職業安定所
	村山公共職業安定所
	山形市雇用創出課
	寒河江市商工推進課
	上市市商工課
	天童市商工観光課
	東根市商工観光課
	村山市商工観光課
	尾花沢市商工観光課
	山辺町産業課
	中山町産業振興課
	河北町商工観光課
	西川町商工観光課
	朝日町総合産業課
	大江町政策推進課
	大石田町産業振興課
山形県村山総合支庁	

別表2

分野	団体・機関名
産業界	山形商工会議所
	天童商工会議所
	寒河江市商工会
	村山市商工会
教育界	村山教育事務所
	村山地区高等学校校長会
	最北地区高等学校校長会
	国立大学法人 山形大学 小白川キャンパス 学校法人 東北芸術工科大学
行政	山形公共職業安定所
	寒河江公共職業安定所
	村山公共職業安定所